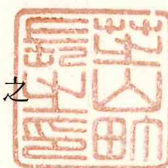


芝山町告示第46号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、芝山都市計画用途地域を変更したので、同法21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年5月30日

芝山町長 麻生 孝之



1 都市計画の種類

芝山都市計画用途地域

2 都市計画を定める土地の区域

追加する部分

芝山町小池字富士見、字富貴山及び字江ノ作の全部の区域並びに字宮郷台、字地蔵、字大日及び字駒形の各一部の区域

3 都市計画の縦覧場所

芝山町役場 企画空港政策課 都市計画係